

承諾（誓約）書

山都町長 様

1. 保育料算定のため、町に提出の税等の資料を閲覧されること、及び閲覧した資料を根拠に保育料を決定されること。
2. 保育料算定のための税等の資料を期限まで提出できない場合、基準額の最高階層により、仮決定されること。
3. 保育料等を指定の期限内に納付しなかった場合は、児童手当より特別徴収、または、地方税の滞納処分の例により処分されても異議ないこと。
4. 公立保育園では保育所に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んで対応されるが、給付内容以上の保障は請求しないこと。また、加入に際しては同意すること。また、それ以上の保障は自身の保険加入等で対応すること。（また、私立保育園の保険加入等は自分で確認すること。）
5. 町税に関しては、完納すること。完納できない場合は納税誓約書により計画的に納付すること。

保育園の入園にあたり、上記については承諾（誓約）いたします。

令和 年 月 日

住 所

保護者氏名

㊞